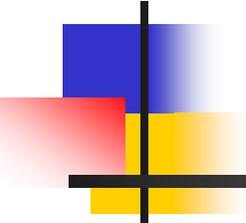


參考資料



資料A 「社会教育行政の再構築」に関する参考資料

地方公共団体における社会教育費の推移

地方教育費の中で社会教育費が占める割合は約10%。
地方教育費の総額はゆるやかな減少傾向にある。

(単位：億円)

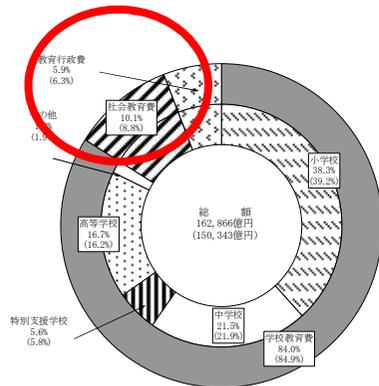
区分	総額			学校教育費			社会教育費			教育行政費		
	総額	伸び率	構成比	学校教育費	伸び率	構成比	社会教育費	伸び率	構成比	教育行政費	伸び率	構成比
平成	(%)			(%)			(%)			(%)		
21年度	164,332 (150,625)	1.4 (1.7)	100.0 (100.0)	137,344 (127,473)	1.4 (1.3)	83.6 (84.6)	17,291 (13,611)	1.1 (4.8)	10.5 (9.0)	9,698 (9,542)	2.2 (2.2)	5.9 (6.3)
22年度	162,866 (150,343)	△0.9 (△0.2)	100.0 (100.0)	136,741 (127,677)	△0.4 (0.2)	84.0 (84.9)	16,486 (13,165)	△4.7 (△3.3)	10.1 (8.8)	9,639 (9,501)	△0.6 (△0.4)	5.9 (6.3)

(注) 1 地方教育費総額とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。

2 ()内は、債務償還費を控除した数値である。

3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以下の各表において同じ。)

教育分野別教育費の構成比



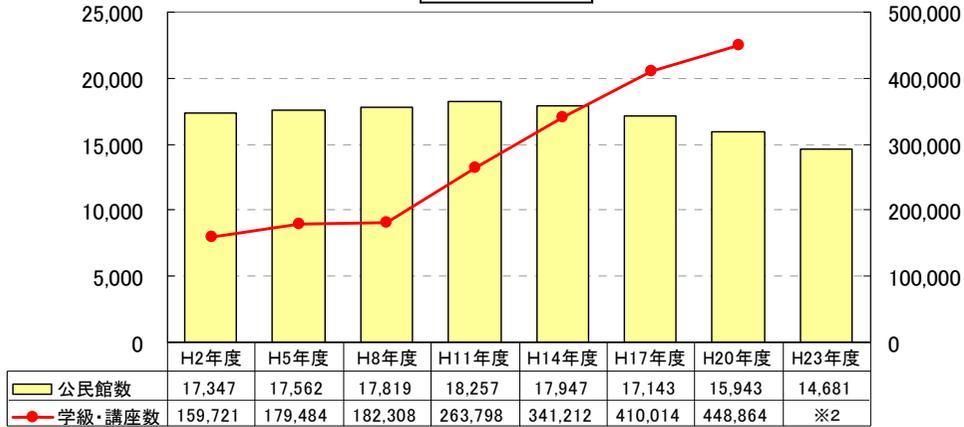
推移



(出典) 地方教育費調査

主な社会教育施設の施設数と利用状況

公民館



※類似施設含まない

博物館



※類似施設含む

図書館

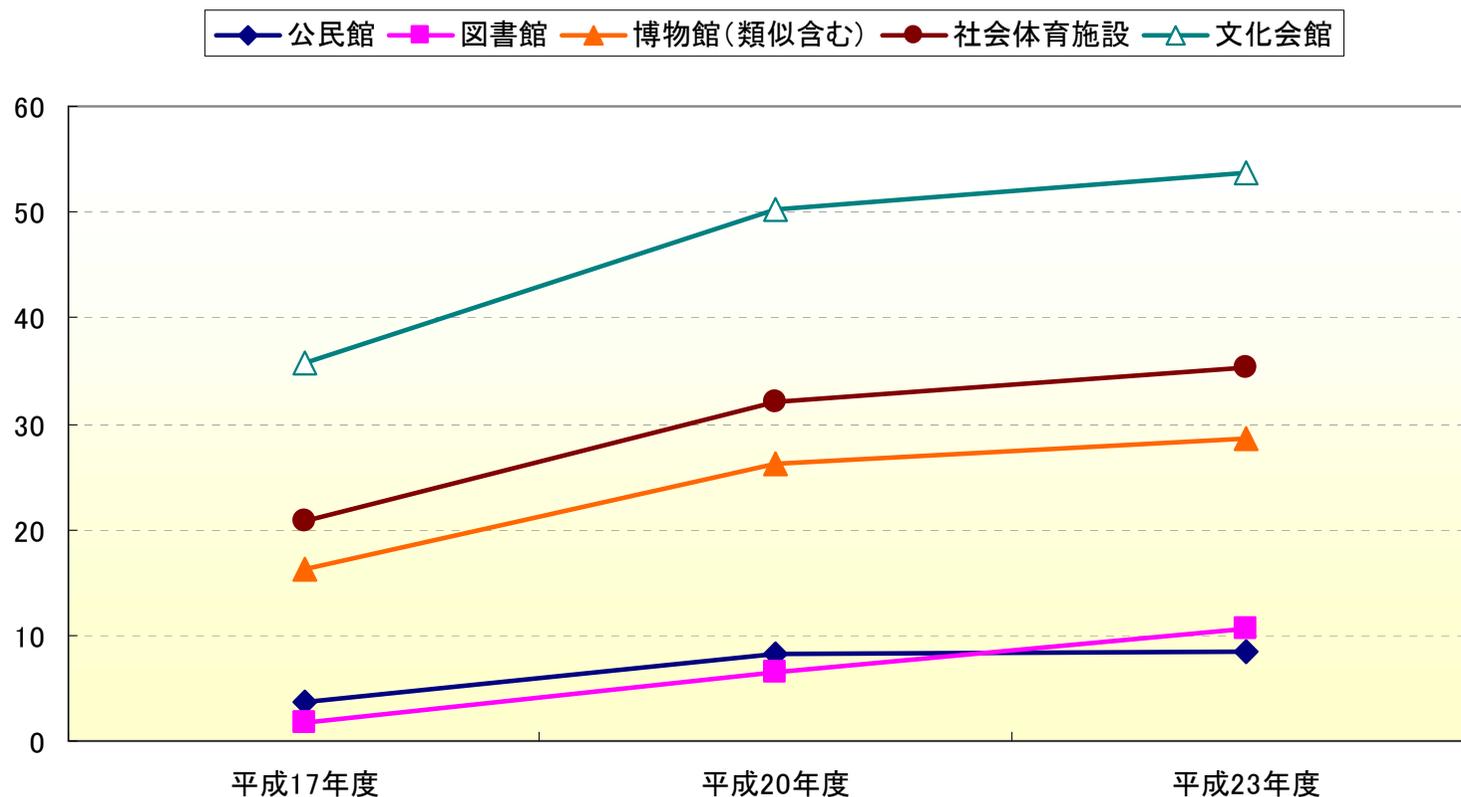


※H20は同種施設含む

※1 学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値。

※2 平成23年度の値は、中間報告に基づく。中間報告では、学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数について、東日本大震災で被災した岩手・宮城・福島の3県の値が含まれないため、記入していない。

指定管理者制度導入施設の割合の推移



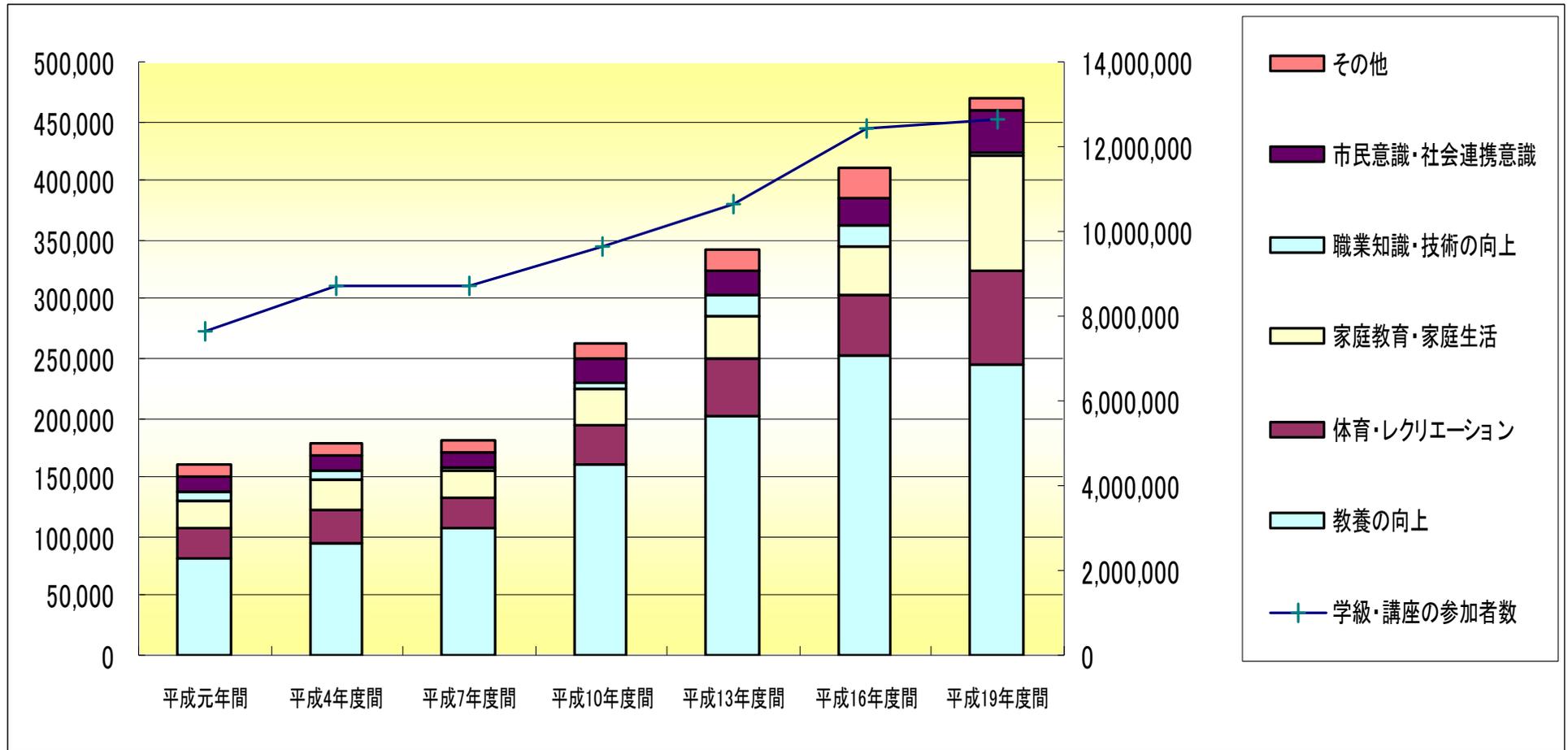
	公民館	図書館	博物館(類似含む)	社会体育施設	文化会館
平成17年度	3.7 %	1.8 %	16.2 %	20.7 %	35.8 %
平成20年度	8.2 %	6.5 %	26.3 %	32.0 %	50.2 %
平成23年度	8.5 %	10.7 %	28.5 %	35.3 %	53.7 %

(出典)社会教育調査

※ 平成23年度の値は、中間報告に基づく。

公民館における講座の分野別内訳

学級講座数は年々増加し、平成19年度間には、約45万講座が開催されている。
 このうち「教養の向上」に関する講座は、約23万4千講座(52.1%)開催されている。また、「家庭教育・家庭生活」に関する講座は、前回の調査から約2.4倍増加している。



(出典)社会教育調査

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。
主な職務内容として、地域の社会教育の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

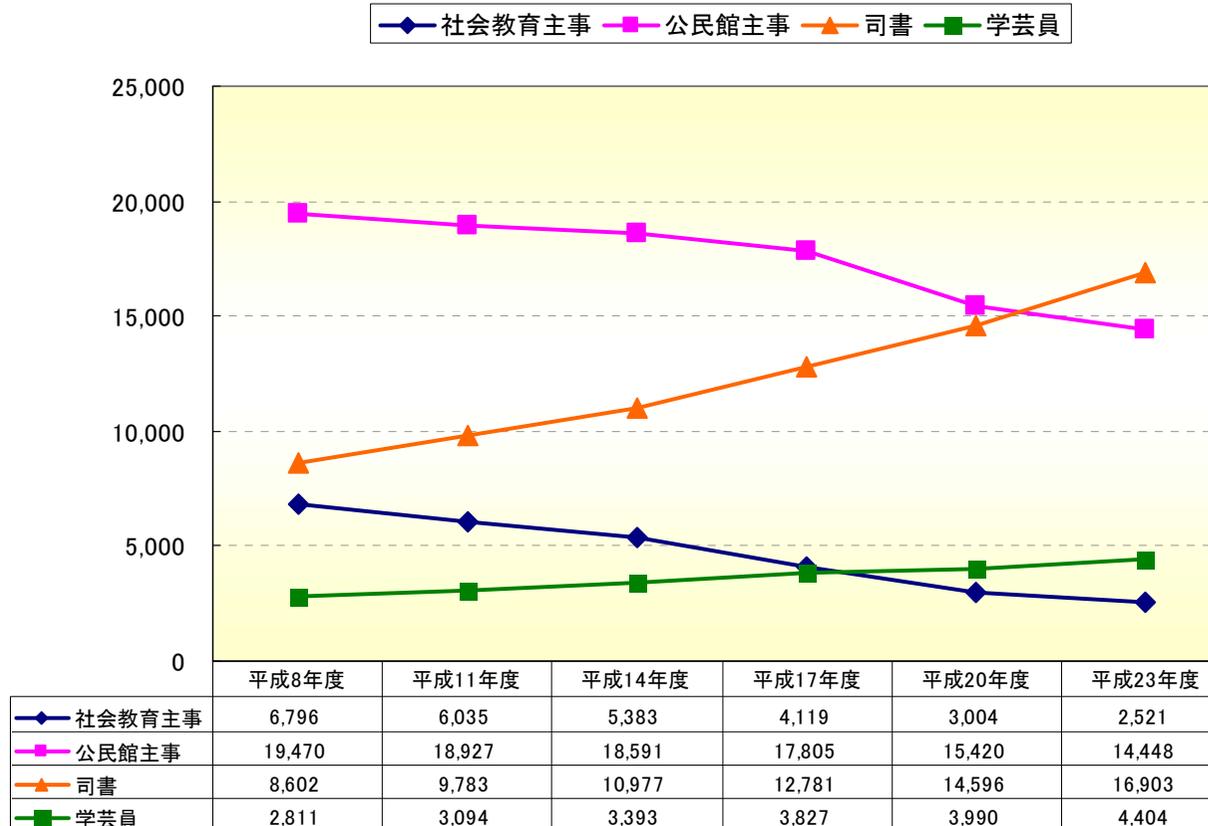
1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員（博物館法第4条第3項）。
主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

社会教育専門職員の人数の推移



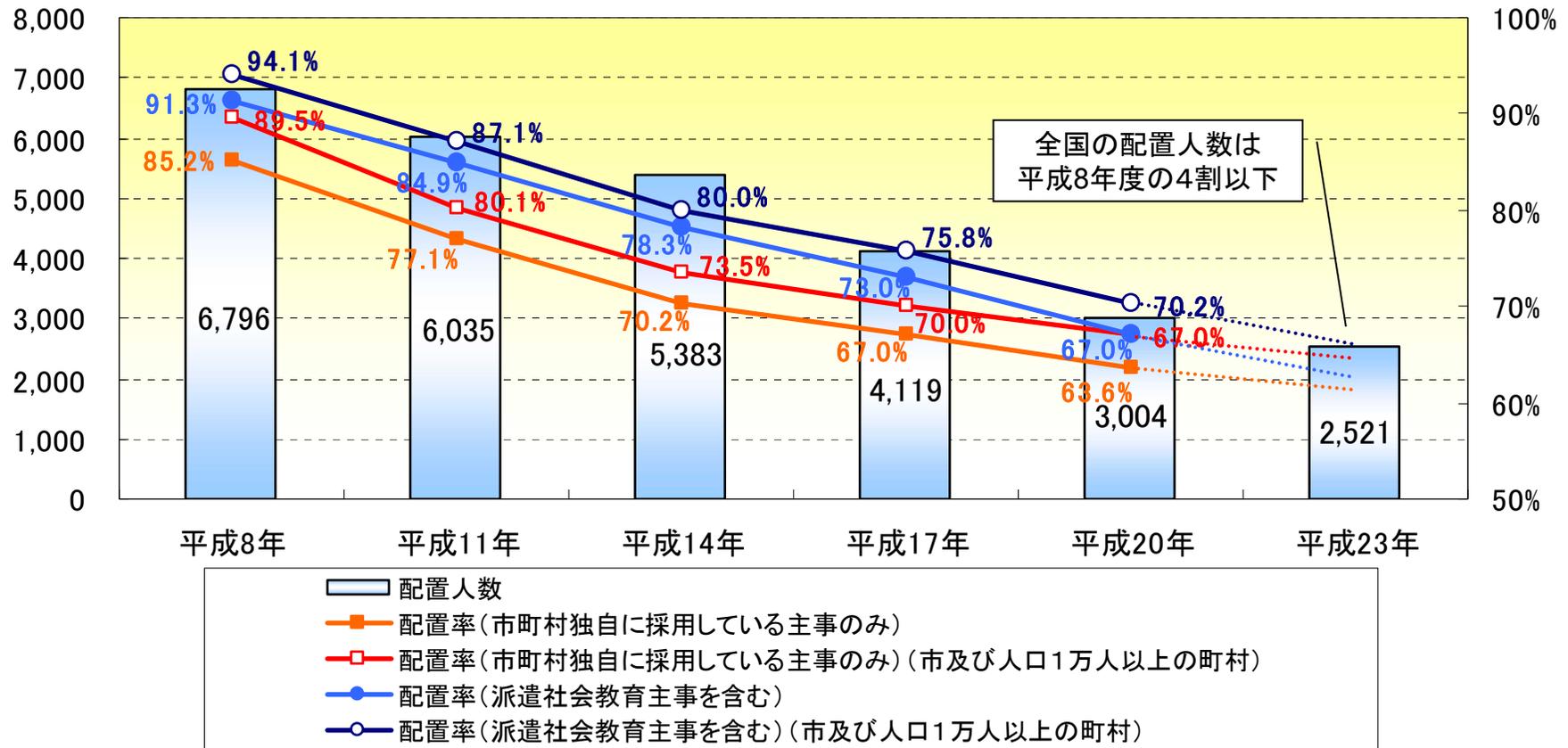
(出典)社会教育調査

※ 平成23年度の値は、中間報告に基づく。

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



※平成23年度は中間報告の値。配置率は未算出。

(出典)社会教育調査

社会教育主事講習の内容

◇社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	○生涯学習・社会教育の意義と歴史 ○学校・家庭・社会の連携と学習システム ○社会教育の内容・方法・形態 ○社会教育指導者としての役割、資質・能力について ○社会教育施設の概要 ○学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	○地域社会と社会教育 ○社会教育事業計画 ○社会教育の対象の理解と組織化 ○社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	○地域社会における諸問題の解明 ○家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権、キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)
社会教育特講	3	○事業計画立案 ○各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 ○年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定

社会教育主事に求められる能力及び専門性

【社会教育主事の職務】

○社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の3)

教育委員会として、

○ 社会教育主事に求められる能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

○ 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

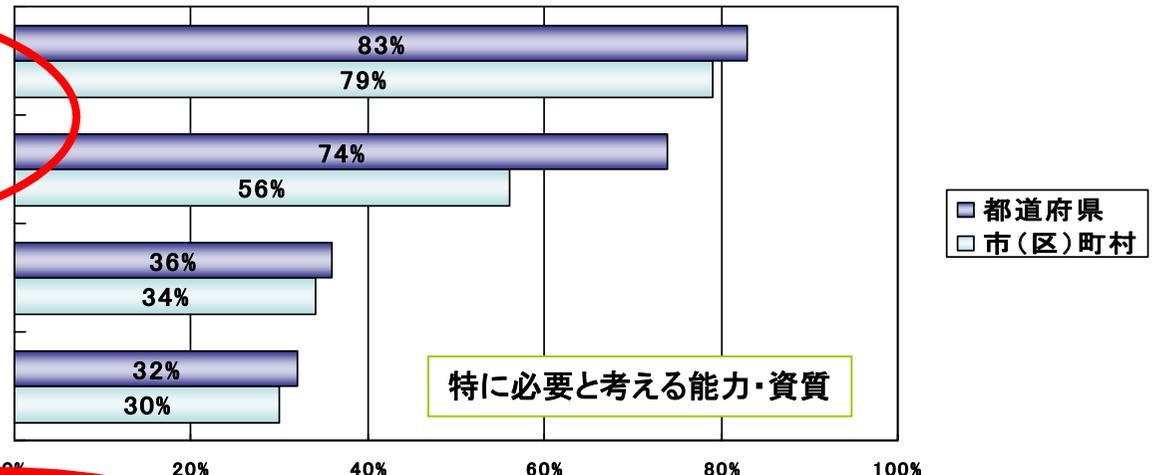
社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネーター能力が求められる割合が高い

学習課題の把握と企画立案能力

調整者(コーディネーター)としての能力

コミュニケーション能力

幅広い視野と探究心



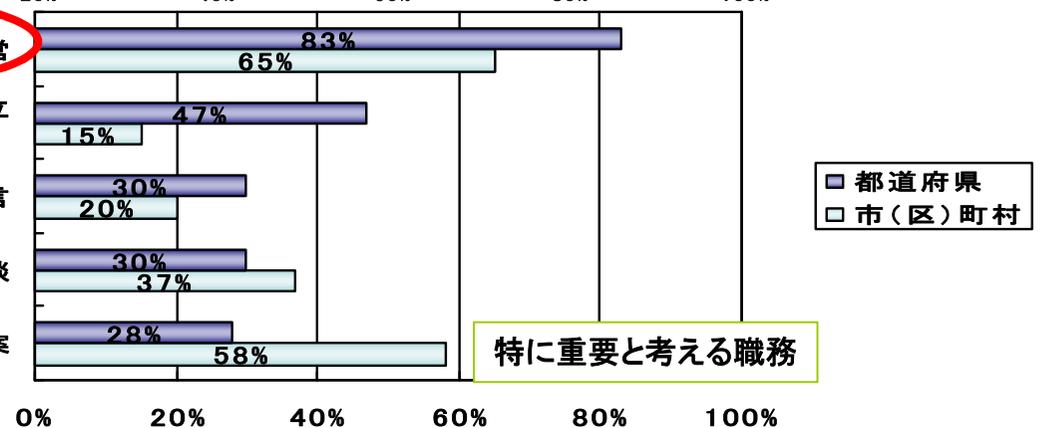
事業の企画・立案・運営

生涯学習・社会教育関係職員の研修の企画・立案・運営

関係職員への指導・助言

情報の収集・提供・学習相談

学習計画・教育計画の立案



公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

(新規)
25年度要求額 400百万円

地域社会における様々な現代的課題(経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力の減少、相対的貧困の拡大と中間層の活力低下等)に対し、公民館等が課題解決のための取組みを、行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働し実施し、社会教育を活性化することを通じて、日本再生戦略において示されたすべての人に「居場所」と「出番」がある「共創の国」の実現を目指す。

全国に約16,000館設置された「ソーシャルキャピタル」(社会関係資本)としての公民館を活用

①若者の自立・社会参画支援プログラム

- ・ 「地域若者サポートステーション」と連携したニート等への居場所の提供、就労支援。
- ・ 学校教育への不応や学校外での学習に問題を抱える児童・生徒への学びの支援。
- ・ 専修学校、NPO、企業・福祉施設等が連携した擬似職場体験の機会提供、職業教育支援。

③地域人材による家庭支援プログラム

- ・ 学校等と連携し、いじめや不登校、児童虐待や貧困の連鎖防止など、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材による支援、専門家等によるサポート体制の構築。
- ・ いじめや児童虐待予防など社会的課題に対応した親向け学習プログラムの開発。



②地域の防災拠点形成支援プログラム

- ・ 消防団等と連携し、災害発生時の避難方法等に対する啓発活動や体験型避難訓練等の実施や、地域の防災マニュアルの作成。
- ・ 公民館等が避難所となった際の運営方法や関係機関との円滑な連携体制の構築等、ICT機器等を活用した地域防災拠点体制の構築。

⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラム

- ・ グリーンエネルギーへの転換の必要性に伴うスマートコミュニティ化を推進するための環境、エネルギー教育。
- ・ 地域の実情に応じた人権教育の取組み。
- ・ 地域人材による女性活躍促進キャリア教育。
- ・ 図書館を活用した起業支援、博物館を活用した地域観光の振興等。

④地域振興支援プログラム

- ・ 地域の農産物、伝統工芸品などの地域資源についての学習成果を活かした地域の産業振興。
- ・ 中間年齢層が求める講座等の開催を通じ、地域での活動に参加を促進することを通じた地域振興。

すべての人に「居場所」と「出番」があり、全員参加、生涯現役で「新しい公共」の担い手となる「共創の国」の実現。

【関連する政府方針等】

「日本再生戦略」2. 「共創の国」への具体的な取組み～11の成長戦略と38の重点施策
「生活・雇用戦略」、「人材育成戦略」、「国土・地域活力戦略」、「グリーン成長戦略」等

【事業内容】

(委託) 上記5テーマ×30箇所=150箇所

取組の定着までのプロセスを踏まえ、最大3年を上限として段階的な事業計画とすることが可能。

(直轄) 「事業評価・検証委員会」の実施、周知・広報活動、全国大会の実施

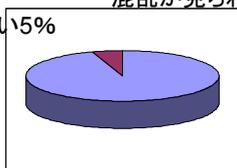
学校支援地域本部等の震災時の様子

〈宮城県内の小中学校の校長 40名への聞き取り等調査結果〉

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

(学校支援地域本部設置20校)

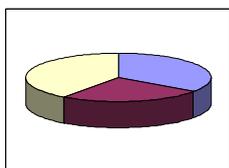
どちらとも
いえない5% 混乱が見られた0%



順調だった95%

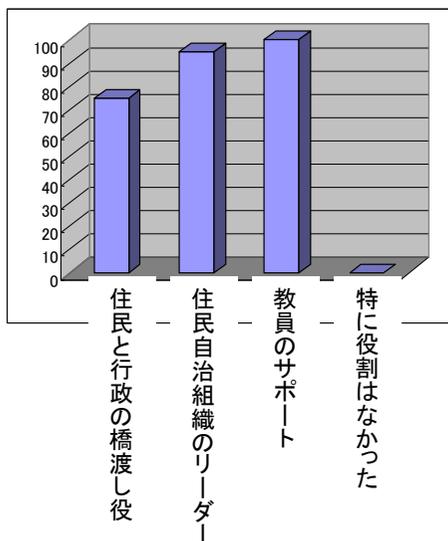
(学校支援地域本部未設置20校)

混乱が見られた40% 順調だった35%



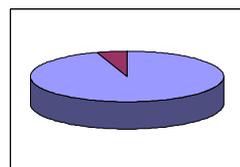
どちらともいえない25%

Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)



Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要か。(学校支援地域本部設置20校)

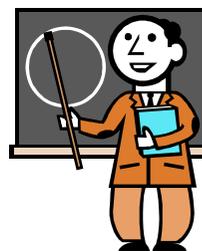
必要5% 不要0%



大いに必要95%



〈校長、地域連携担当教員のコメントから〉



(地域との協働のシステムができていた学校)

○コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。
○学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもに配慮したルールができあがっていました。
○「先生は学校のことと家族のことを考えてください。避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸が詰まりました。
○コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっているからこそ活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして」物資を奪っていく人たちや、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

〈コーディネーターのコメントから〉



○学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター, PTA)
○避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター, PTAOB)
○会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的に子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。(民生委員・学校支援コーディネーター, PTAOB)

これから求められること!

○保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたくないと考えています。また、子どもも地震への不安がぬぐえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。
○子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。
○全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組①

専修大学「KSソーシャル・ビジネス・アカデミー」

現役社会人、退職者や子育て中や子育てを終えた主婦などの市民を対象に、地域や街の身近な問題を解決し都市力を向上する「**ソーシャル・ビジネス**」に必要なプログラムを、専修大学と川崎市が連携し、**社会人向けに編成・実施**。

初めてソーシャル・ビジネスに取り組む人から自ら起業しようとする人までを視野にしつつ、事例研究・体験実習を豊富に取り入れたものとし、各過程ごとに**系統的に、初歩から応用・実践まで学べる仕組みを構築**。

<プログラム概要>

●導入課程「ソーシャル・ビジネスの概論、川崎市の概要を学ぶ」

ソーシャル・ビジネスの意義と経済的な役割、その仕組みについて、川崎市内などの幅広い事例を踏まえつつ学びます。また、ソーシャル・ビジネスに参加することの意義や、自身のキャリアを活かして活躍するための心構えなどを学びます。

●共通課程「ソーシャル・ビジネスの起業・成長の段階に必要なビジネス・スキルを学ぶ」

新たにソーシャル・ビジネスの起業を目指す人に対して、起業にあたって必要な事業計画書の作成、資金・会計、組織体制などのノウハウを学ぶとともに、現場視察を通じソーシャル・ビジネスの実情を把握します。また、ソーシャル・ビジネスの成長において必要となる経営ノウハウを、人材開発、資金管理、マーケティング、組織マネジメント、プロジェクトマネジメントなどに関して集中的に学びます。

●応用課程「ソーシャル・ビジネスの本質と拡がり(様々な領域、多様な形態など)を学ぶ」

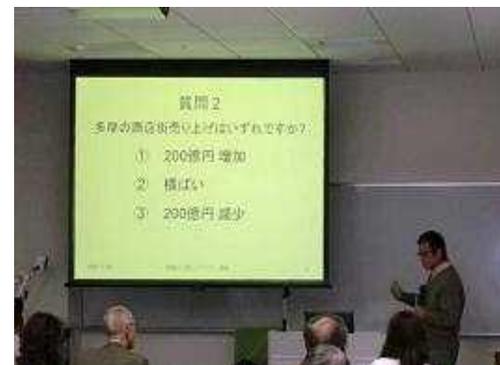
ソーシャル・ビジネスの取組み事例や、企業が社会貢献に取り組んでいる実態を、それぞれリレー講義の形で学びます。また、導入、共通、応用課程で学んだことに対するグループ指導を行い、講義全般に関する質問や疑問を解決します。

●実践課程「自らのソーシャル・ビジネスを構想する」

ソーシャル・ビジネスを実践・体験します。川崎市など地域課題に取り組んでいるNPOや一般企業などとの連携により、体験実習します。担当講師の指導の下、現場でのワークショップを通じて、最終的にソーシャル・ビジネスへの参加または起業に円滑に結びつけられるようにします。

●成果

- ・修了生の同窓会組織「KSSN(KSソーシャル・ネットワーク)」を作り、HP等を通じて活発な交流を展開し、実践に結びつける活動を開始している。
- ・修了生が高齢者予防介護事業を実施する一般社団法人を設立した。



住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組②

東京大学「市民後見人養成講座」

金融・住宅・医療など後見業務に関連する業界を退職した元気なシニア、介護や子育ての経験を持つ主婦を主な対象に、市民後見人養成講座を実施するとともに、市民後見NPOの立ち上げ支援を通じ修了者の後見活動を総合的に支援する取組

○対象者：一般中高年、病院や金融機関関係者、患者会、等

○期 間：126時間(約10か月)

○プログラム構成

座学 75時間(52コマ)

インターンシップ活動等 50時間分

○受講者

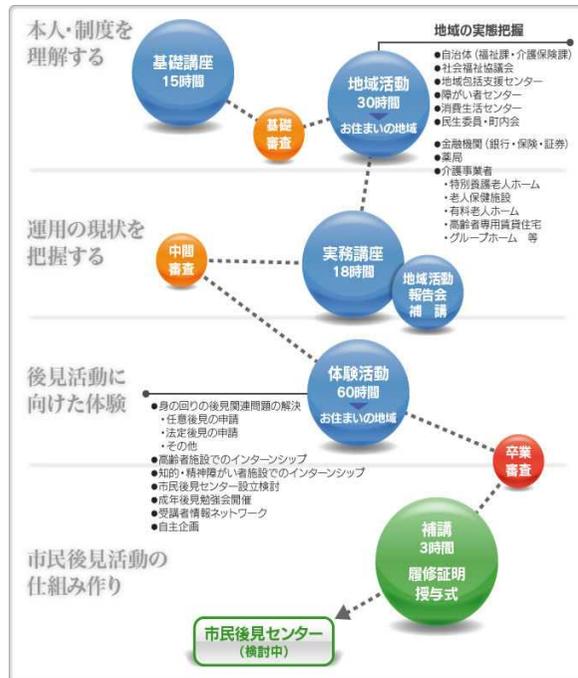
年齢：平均60歳前後
男女比：男4、女6

○実施体制

大学教員、実務家
(司法書士、弁護士
NPO法人等)、
市民、事務局、
運営サポーター等

○受講後の状況

履修証明書を発行
(既に家庭裁判所より
後見人として数件
選任され始めている
状況)



○成果

平成20年度以降、全国30の都道府県から2000人を超える受講があり、1520名に対し履修証明書を発行。東京以外でも、山形県、福井県、北海道にて地元の行政や大学の協力を得て市民後見人養成講座を開催。修了生が主体となり立ち上げた市民後見NPO法人も50法人を超え、各地域において成年後見の啓発、相談受付、利用支援、受任活動を行っている。老人福祉法32条の2に基づき、市民後見人の養成や後見実施機関の受託を自治体から受けるNPO法人も複数ある。

市民後見プロジェクト
あなたのそばの市民後見 あなたらしさをまもります

1期生 星野さん
ご本人と一緒に本を読む星野さん(写真左)、現在は、2名の高齢者の後見人として活動しています。

修了生の後見活動
2期生 大島さん
施設体験で高齢者と触れ合う大島さん(写真右)、現在は、障がい者の後見人として活動中です。

■ 東京大学市民後見プロジェクト
市民後見人養成講座を開催しています。

修了生が全国で活動しています。
⇒ 後見に関する相談受付
⇒ 後見に関するセミナー
⇒ 成年後見制度の利用手続き支援
⇒ 後見人受任

修了生の活動を支援しています。
⇒ 医療、介護、金融、その他の助言、指導
⇒ 成年後見に関するセミナー支援
⇒ 地域における後見ニーズの発掘
⇒ 行政や企業に対する提案

活動支援の一例

■ 市民後見人の特長

- 住み慣れた地域のネットワークを活用できます。
- 本人に寄り添いながら地域生活を支えます。
- ご本人の意思を尊重し、客観的な判断をします。

活動団体一覧 あなたの住まいの地域にも成年後見制度を考えた市民がいます。
※各団体のより、事業内容が異なる場合がありますので、詳しくは、各団体にお問い合わせください。

東京都	台東区	市民後見立北ネット TEL.03-3968-0709	神奈川	川崎市	NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター TEL.080-1106-3548
新潟県	新潟市	市民後見を考える会 TEL.090-2463-2223	山形県	山形市	山形県NPOセンター TEL.0238-49-9268
埼玉県	さいたま市	東京市民後見サポートセンター(NPO法人事務局) TEL.090-4586-4056	福井県	福井市	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	NPO法人トータルライフサポート TEL.03-3433-4270	静岡県	静岡市	一般社団法人障害者成年後見支援委員会 TEL.053-3391-4649
東京都	中央区	町田市民後見を考える会 TEL.090-4586-7074	千葉県	千葉市	伊勢まごころ TEL.0592-26-6661
東京都	中央区	三多摩市民後見を考える会 TEL.090-2658-5039	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
埼玉県	埼玉市	NPO法人埼玉成年後見センターいさいきネット TEL.049-251-5200	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民後見いさいきNet所沢 TEL.04-2938-2712	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民後見かわさち TEL.049-251-5200	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民後見センターさいたま(NPO法人事務局) TEL.049-279-5666	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民とともに成年後見を学ぶ会(NPO法人事務局) TEL.090-4137-2485	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	町田市民後見人(NPO法人事務局) TEL.049-279-1300	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	NPO法人国際交流機構 TEL.047-493-9345	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民後見センターちば(NPO法人事務局) TEL.027-354-9400	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民後見センター成田 TEL.0476-34-5882	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	NPO法人東京市民後見人の会 TEL.04-7189-4749	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	NPO法人成年後見センター群馬 TEL.027-354-9400	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	市民後見ちび TEL.090-1735-2027	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101
東京都	中央区	茨城成年後見相談センター TEL.0120-121-894	東京都	東京都	福井県NPOセンター TEL.0776-27-3101